

ICT 活用工事（基礎工(港湾)投入）実施要領

1 ICT 活用工事

1-1 概要

本要領は、建設現場の生産性向上を図るため、北九州市が発注する ICT 活用工事（基礎工(港湾)投入）の実施に際し、必要な事項を定める。

1-2 ICT 活用工事（基礎工(港湾)投入）の対象工事

ICT 活用工事（基礎工(港湾)投入）の対象工事は、港湾工事における基礎工（捨石投入）を対象とし、現場条件等から施工性を勘案し、発注者が決定するものとする。

1-3 定義

ICT 活用工事とは、以下に示す施工プロセスの各段階において、ICT を全面的に活用する工事である。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元数量計算
- ③ ICT を活用した施工
- ④ 3次元出来形管理（※該当なし）
- ⑤ 3次元データの納品

1-4 各段階における ICT 施工技術の具体的内容

① 3次元起工測量

起工測量（深淺測量）において、ナローマルチビームシステム（以下、「マルチビーム」という）を用いた深淺測量を行う。「マルチビームを用いた深淺測量マニュアル（基礎工編）【国土交通省港湾局】」に基づき実施する。ただし、MBC（マルチビームデータクラウドシステム）によるデータ解析は実施しない。

② 3次元数量計算

3次元設計データと、①により得られた3次元データを用いて数量計算を行う。「3次元データを用いた港湾工事数量算出要領（基礎工編）【国土交通省港湾局】」に基づき実施する。

③ ICT を活用した施工

①により得られた3次元データを用いて、ICT を活用した施工を行う。
捨石投入用バケット位置と目標投入位置をリアルタイムで可視化する技術を用いて、施工を行う。

⑤ 3次元データの納品

②により確認された3次元数量計算データを、工事完成図書として納品する。

2 ICT 活用工事の実施方法

2-1 発注方式

発注方式は受注者希望型とする。受注者は、対象工事で ICT 活用工事を行う希望がある場合、契約後に発注者へ協議書及び実施計画書を提出し、協議が整った場合に ICT 活用工事として実施することができる。

2-2 発注における入札公告等

発注者は、ICT 活用対象工事を発注する際は、特記仕様書にその旨を記載する。

なお、ICT 活用対象工事として発注していない工事で、契約後に発注者と協議のうえ ICT を活用して工事を実施した場合、経費の計上は行わないが、工事成績評価における評価については、「3 工事成績評価における措置」に基づき加点の対象とする。

2-3 工事費の積算

ICT 活用対象工事において受注者からの提案・協議により ICT 活用工事を実施する場合、設計変更の対象とし、「ICT 活用工事積算要領（基礎工編）【国土交通省港湾局】」に準じて必要な経費を計上する。ただし、MBC（マルチビームデータクラウドシステム）によるデータ解析は計上しない。

3 工事成績評価

ICT 活用工事を実施した場合、工事成績評価において該当する項目で評価するものとする。

なお、工事契約後、ICT 活用工事を実施しない場合において、減点を行わない。

- (1) 施工プロセス（1-3 定義 ①～⑤）のうち、④を除いた全ての段階において ICT 活用工事を実施した場合、2点加点する。
- (2) 施工プロセスの①～③の段階のうち、1つ以上の段階において ICT 活用工事を実施した場合、1点加点する。

4 ICT 活用証明書

発注者は、工事成績評価において加点した場合は、工事完成後に実施工種を明記した ICT 活用証明書を発行する。

5 ICT 活用工事（基礎工(港湾)投入）の導入における留意点

5-1 施工管理、監督・検査の対応

ICT 活用工事を実施するにあたっては、国土交通省港湾局の要領に則り、監督・検査を実施するものとする。なお、要領、基準類の改定や新たに定められた場合は、監督員と協

議のうえ、最新の基準類に基づき実施するものとする。

監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

【国土交通省港湾局が定めている要領等】

「3次元データを用いた港湾工事数量算出要領（基礎工編）」※捨石投入のみ

5-2 3次元設計データ等の貸与

発注者は、ICT活用工事に必要となる3次元データを受注者に貸与するものとする。また、ICT活用工事を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

3次元設計データは、3次元測量データ（グラウンドデータ）を含む。

なお、当面の間は2次元の設計ストックを受注者が3次元に変換して活用することとし、その場合は3次元設計データ作成の費用を別途計上するものとする。

6 ICT活用工事の推進

(1) 現場見学会・講習会の実施

ICT活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会の開催を適宜、検討するものとする。

(2) アンケートの実施

対象工事についてアンケート調査を実施する場合、受注者は調査に協力しなければならない。

附則

本要領は、令和7年10月1日から施行する。